

分担金・拠出金の名称		ストックホルム条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	45,888千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国連環境計画(UNEP)・バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局)		義務的拠出金		C
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・ストックホルム条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与える残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: POPs)の廃絶に向けた取組を定めた条約。同条約は、2004年5月に発効、我が国は2002年に加入。締約国数は、180か国及び欧州連合(EU)(2017年5月末現在)。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ジュネーブ(スイス)に所在。2011年からバーゼル条約及びロッテルダム条約との共同の事務局となっている。 (2)拠出に当たっての成果目標 締約国会議(COP)等において我が国が参画して達成された合意形成を増加させることにより、世界的な条約実施を推進するとともに、これらの合意に我が国の立場を可能な限り反映させる。				
分類	評価基準	実績・成果等				
Ⅰ 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・ストックホルム条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等のPOPsについて、製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定め、その環境への放出を防止するための国際的枠組みとなっている。2017年5月に開催されたCOPにおいては、3種の化学物質群を新たに本条約の対象物質とする決定が採択され、POPsの国際的な規制が強化された。 ・各国共通の目標や指標を掲げ、協調して化学物質及び廃棄物に関する課題に取り組む枠組みとして「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)」(2006年創設)がある。これは条約等に基づくものではなく、各国に対応を義務付けるものではないが、ストックホルム条約は、同じく化学物質・廃棄物に係るバーゼル条約及びストックホルム条約とともに、強制力を持つ枠組みとして締約国に対応を促し、SAICMの達成の目標年である2020年に向けた適正な廃棄物と化学物質の管理の推進に貢献している。 ・我が国は、COPにおける事業計画や予算案についての審議に参加するとともに、COPの下部機関である残留性有機汚染物質審査委員会(POPRC)等に専門家を派遣することにより、我が国の立場を反映させるよう努めつつ、条約の実施に積極的に貢献している。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・2011年から、廃棄物や化学物質の国際的管理について規定するバーゼル条約及びロッテルダム条約との合同事務局として運営されており、三条約に共通する事務局機能の統合等による運営の効率化が進められている。 ・事務局は、2年に1回開催されるCOPの機会に、直近2年間の活動報告や支出報告と今後の活動計画や予算を提出し、締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP(2017年4月～5月)では、今後2年間の三条約共同事務局予算について、前年比約3%増の事務局提案に対し約1%増に留めるよう査定された。 ・事務局は、国連内部監査部(OIOS)の監査を受けており、2014年に公表された同監査の結果によれば、財政マネジメント等について、おおむね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等によりこれらの提言に適切に対応している。 ・我が国は、COPにおける活動計画や予算案の協議に参加し、OIOSの監査結果の妥当性についても、他の締約国と共に精査を行っている。また、緊密に事務局と連絡を取り、我が国の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。 ・2017年8月に発効する予定の「水銀に関する水俣条約」事務局と共通する事務局業務を一体的に行うこと等により、さらに効率的な事務局の運営を実現すべく検討が進められている。				
Ⅱ 当該機関等	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ストックホルム条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有するダイオキシン類、PCB、DDT等のPOPsについて、製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定め、それらが人の健康又は環境に与える悪影響を低減させるという非常に重要な役割を果たすものである。 締約国は国連拠出金分担率に準じた割合で資金を拠出しており、主要拠出国である我が国が拠出を減額した場合、POPsによって引き起こされる人の健康や環境に対する損害を抑止する国際的枠組みの機能不全を引き起こすおそれがあり、結果、我が国の信用が失われることになりかねない。 ストックホルム条約は、上記のとおり、POPsの製造、使用、輸出入、廃棄に関する国際的な規制を定めるものであり、我が国のみで実施・達成できるものではなく、我が国が実施する化学物質の管理や処理に係る取組とは補完的な役割を有する。 ・我が国は、COPの下部機関であるPOPRC等への専門家の派遣等を通じて、本条約の活動の技術的側面に我が国の知見が反映されるよう努めている。 ・2年毎に開催されているCOPの機会を捉えて、事務局長と我が国代表団長の意見交換を行っている。直近では2017年5月のCOPの機会に、我が国代表団長を務めた環境省地球環境審議官が事務局長と意見交換を行った。 ・ストックホルム条約は、POPsに関する国際的な規制を定めていることから、業務上POPs又はPOPsに該当する可能性のある化学物質を使用する事業者直接向けにその影響が及ぶ。我が国は、本条約締約国として、POPsによる人の健康及び環境に対する潜在的な損害を抑止し並びに当該化学物質の環境上適正な管理を確保しつつ、我が国事業者が、円滑に事業を行うことができるよう、条約による国際枠組みの策定に貢献している。 ・COPやその準備会合、POPRC等での協議に積極的に関与し、我が国の政策と整合性を担保しつつ、現実的かつ合理的な決議が採択されるよう、働きかけを行っている。				

等と日本との関係について	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・事務局の専門職以上に占める日本人職員は1名。2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め効率化が図られたが、日本人職員数は維持されている。また、同職員は、事務局長の補佐役を務め、COPにおける議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2015年6月時点:2.6%(日本人職員1名/専門職以上の職員38名) 2017年5月時点:2.6%(日本人職員1名/専門職以上の職員38名) ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標は3.1%であり、事務局の専門職以上の職員数38名に対しては1名の日本人職員が望まれる。2017年5月時点での日本人職員は1名であり、適正な水準にある。 ・COPの下に設けられている残留性有機汚染物質審査委員会(POPRC)に専門家を出席させるなど、我が国の知見を反映させ、合理的な審査が行われるよう取りはからっている。 ・COP及び準備会合の機会や、我が国在外公館と事務局との日常的な協議の際に、職員に空席が生じた場合には日本人の採用も検討するよう申し入れている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: COPにて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 DO: 我が国義務的拠出金の支払、事務局による事務局運営、事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた事務局の活動のモニタリング。 CHECK: 監査報告書やCOP等における運営・活動の評価。 ACT: 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 ・2年毎に開催されるCOPに提出される資料の一つとして会計報告書が公開される。直近の報告書は2017年3月に公開されており、またCOPにおいて会計について事務局説明が行われ、締約国拠出金が適切に執行されていることが確認される。 ・COPにおいては、総会の他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催され、また、事務局と個別に協議する機会もあり、これらを通じてより効率的な事務局運営に向けた提案や我が国の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。
	担当課室名	地球環境課